

令和 8 年度児童養護施設等検査実施方針

令和 8 年 8 月 17 日

1 基本方針

区は、児童養護施設等において利用者が安全に、かつ安心して生活を営み、利用者一人ひとりの態様、個別性に応じたきめ細かな支援により利用者本位のサービスが提供されるよう指導検査を行う。

指導検査においては、区条例や関係法令、国通知等に定める基準への適合を、関連資料の徴取、施設での関係者へのヒアリング、施設内の見学、帳簿書類の検査により調査し、基準への不適合や取組の不十分が認められる場合は、別に定める「検査基準」に則って指導助言し、施設に対して主体的な改善の取組みを求める。

また、重大な法令違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合は、利用者を保護し、児童養護施設等の社会的役割に対する使命を確保保持するため、速やかに特別指導検査を実施する。

2 実施内容

東京都板橋区児童福祉施設等指導検査実施要綱による。

3 対象施設

- (1) 児童養護施設
- (2) 区立母子生活支援施設
- (3) 児童自立生活援助事業所

4 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

① 利用者等の支援に必要な職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、福利厚生の実施、研修等による資質向上等が図られているか。

② 安全対策の徹底

(ア) 建物の施設設備は区条例等に定める基準を満たし、危険な箇所はないか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施、職員への周知、並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策が徹底されているか。

(ウ) 食中毒、感染症予防対策が徹底されているか。

(エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られているか。

③ 苦情対応の体制整備の徹底

(ア) 苦情対応の仕組みの利用者等への周知、第三者委員の設置などがなされているか。

(イ) 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が、定期的に公表されているか。

④ 個人情報の適切な取り扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）等に則った適正な取り扱いが確保されているか。

⑤ 虐待の防止

利用者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行っているか。

(2) 支援関係

① 支援の充実

(ア) 支援計画に基づいて適切に支援等を行っているか。

(イ) 利用者等の個別の状況に応じ意見又は意向等を勘案した支援等計画が策定されるとともに必要に応じて評価・見直しがされているか。

(ウ) 支援等の内容は、自立支援につながるものとなっているか。

(エ) 関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保しているか。

② 適切な健康管理

一人一人の利用者等の健康管理を行い、異常がある場合は適切に対応しているか。

③ 預り金の適正管理

利用者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計経理関係（区立母子生活支援施設は除く。）

① 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に則った適切な会計処理がなされているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

② 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

③ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

④ 運営費の運用

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号ほか及び雇児福発第 0312002 号ほか）に基づく運営費の管理・運用がなされているか。

5 関係機関との連携

児童養護施設及び児童自立生活援助事業所については、連絡調整を担当する子ども政策課内で連携していく。

区立母子生活支援施設については、運営所管である福祉部地域福祉連携課と連携していく。

また、福祉部福祉総務課が今年度社会福祉法人監査を実施する予定の法人の、主たる事務所である施設については、法人監査と同日に一般指導検査を実施する。